



府消委第289-1号

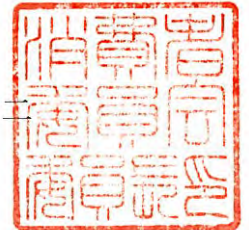
平成26年12月12日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正 一



答 申 書

平成26年10月8日付け消食表第248号をもって諮問のあった、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。

記

内閣府令

食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

食品表示基準（案） 新旧対照表

改正案	現行案（平成26年9月19日付け諮問）																								
<p>(適用範囲) 第一条 【略】 (定義) 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>十 栄養機能食品 食生活において別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分（ただし、錠剤、カプセル剤等の形状の加工食品にあつては、カリウムを除く。）の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をする食品（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）及び添加物を除き、容器包装に入れられたものに限る。）をいう。</p> <p>十一 栄養素表示基準値 国民の健康の維持増進等を図るために示されている性別及び年齢階級別の栄養成分の摂取量の基準を性及び年齢階級（十八歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値であつて別表第十の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる値をいう。</p> <p>十二～十九 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示) 第三条 【略】 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1117 1144 1474 2136"> <thead> <tr> <th>【略】</th> <th>【略】</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td>特定保健用食品である旨</td> <td>特定保健用食品である旨</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養成分（関与成分を含む。以下特定保</td> <td>栄養成分（関与成分を含む。以下特定保</td> </tr> </tbody> </table>	【略】	【略】	【略】	特定保健用食品	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨		許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容		栄養成分（関与成分を含む。以下特定保	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保	<p>(適用範囲) 第一条 【略】 (定義) 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 【略】</p> <p>十 栄養機能食品 食生活において特定の栄養成分の補給を目的として摂取をする者に対し、当該栄養成分を含むものとしてこの府令に従い当該栄養成分の機能の表示をするもの（健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）第二十六条第一項に基づく許可又は同法第二十九条第一項に基づく承認を受け、特別の用途に適する旨の表示をする食品（以下「特別用途食品」という。）及び生鮮食品（鶏卵を除く。）【栄養機能食品については現在検討中】を除く。）をいう。</p> <p>十二～十八 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>(横断的義務表示) 第三条 【略】 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1117 159 1474 1144"> <thead> <tr> <th>【略】</th> <th>【略】</th> <th>【略】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定保健用食品</td> <td>特定保健用食品である旨</td> <td>特定保健用食品である旨</td> </tr> <tr> <td></td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> <td>許可等を受けた表示の内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栄養成分（関与成分を含む。以下特定保</td> <td>栄養成分（関与成分を含む。以下特定保</td> </tr> </tbody> </table>	【略】	【略】	【略】	特定保健用食品	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨		許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容		栄養成分（関与成分を含む。以下特定保	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保
【略】	【略】	【略】																							
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨																							
	許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容																							
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保																							
【略】	【略】	【略】																							
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	特定保健用食品である旨																							
	許可等を受けた表示の内容	許可等を受けた表示の内容																							
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保																							

健用食品の項において同じ。)の量及び熱量	【略】
一日あたりの摂取目安量	【略】
摂取の方法	【略】
摂取をする上での注意事項	【略】
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
関与成分について <u>栄養等表示基準値</u> が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該 <u>関与成分の栄養等表示基準値</u> に対する割合	【略】
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】

健用食品の項において同じ。)の量及び熱量	【略】
一日あたりの摂取目安量	【略】
摂取の方法	【略】
摂取をする上での注意事項	【略】
バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言	【略】
関与成分について <u>国民の健康の維持増進等を図るために性別及び年齢階級別の摂取量の基準</u> （以下「 <u>摂取基準</u> 」という。）が示されているものにあつては、一日当たりの摂取目安量に含まれる当該 <u>栄養成分の摂取基準</u> における <u>摂取量を性及び年齢階級（六歳以上に限る。）ごとの人口により加重平均した値</u> （以下「 <u>栄養素等表示基準値</u> 」という。）【 <u>検討中</u> 】に対する割合	【略】
調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項	【略】

【略】	【略】	【略】	【略】
3	【略】	【略】	【略】
第四条～第六条	【略】	【略】	【略】
(任意表示)	第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項)については、酒類を販売する場合は、酒類を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。	(任意表示)	第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項)については、酒類を販売する場合は、酒類を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。
【略】	【略】	【略】	【略】
栄養機能食品に係る栄養成分の機能	<p>1 栄養機能食品にあっては、次に掲げる事項を表示する。</p> <p>一 栄養機能食品である旨及び当該栄養成分の名称</p> <p>二 栄養成分の機能</p> <p>三 一日当たりの摂取目安量</p> <p>四 摂取の方法</p> <p>五 摂取をする上での注意事項</p> <p>六 バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</p> <p>七 消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨</p> <p>八 一日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の栄養素等表示基準値に対する割合</p> <p>九 栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言</p> <p>十 調理又は保存の方法に関し特に注意を必要とするものにあつては、当該注意事項</p> <p>十一 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項</p>	【略】	【現在検討中】
1	【略】	【略】	【略】
2	【略】	【略】	【略】
3	【略】	【略】	【略】
第四条～第六条	【略】	【略】	【略】
(任意表示)	第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項)については、酒類を販売する場合は、酒類を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。	(任意表示)	第七条 食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項(特色のある原材料等に関する事項)については、酒類を販売する場合は、酒類を製造し、又は加工した場所で販売する場合及び不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く。)する場合を除く。)が当該一般加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。
【略】	【略】	【略】	【略】

<p>4 1の三の規定により表示する一日当たりの摂取目安量は、当該摂取目安量に含まれる別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の量が、それぞれ同表の第四欄に掲げる量を超えるものであってはならない。</p> <p>5 1の五の摂取をすの上での注意事項の表示は、別表第十一の第一欄に掲げる栄養成分の区分に応じ、同表の第五欄に掲げる事項を記載してこれを行わなければならない。</p> <p>6 1の六のバランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言は、「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」と表示する。</p> <p>7 1の七の消費者庁長官の個別の審査を受けたものではない旨は、「本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。」と表示する。</p> <p>8 栄養機能食品について栄養成分の量及び熱量を表示する場合、第三条第一項の表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この項において同じ。)の量及び熱量の項(この表の栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。)を除く。)の項において準用する場合を含む。)の下欄1中「当該食品の百グラム若しくは百ミリットル又は一食分、一包装その他の一単位(以下この項において「食品単位」という。)当たりの量」とあるのは、「一日当たりの摂取目安量当たりの量」と読み替えるものとする。</p>	<p>【略】</p>
<p>(表示の方式等)</p> <p>第八条 第三条及び第四条に掲げる事項(栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。ただし、別表第二の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める方式に従い表示されなければならない。</p> <p>一 【略】</p> <p>二 容器包装(容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装)を開かないでも容易に見ることができよう当該容器包装の見やすい箇所(栄養成分の量及び熱量の表示に関し、同一の食品が継続的に同一人に販売されるものであって、容器包装に表示することが困難な食品(特定保健用食品を除く。))にあっては、当該食品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書)に表示する。</p> <p>三～九 【略】</p> <p>(表示禁止事項)</p>	<p>【略】</p>

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

九～十一 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(横断的義務表示)

第十八条 【略】

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】	【略】
	許可等を受けた表示の内容	【略】	【略】
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量	【略】	【略】
	一日あたりの摂取目安量	【略】	【略】
	摂取の方法	【略】	【略】

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～六 【略】

七 栄養機能食品にあつては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 保健機能食品（特定保健用食品及び栄養機能食品をいう。以下同じ。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

九～十一 【略】

2 【略】

第十条～第十七条 【略】

(横断的義務表示)

第十八条 【略】

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用生鮮食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合又は容器包装に入れないで、かつ、生産した場所で販売する場合若しくは不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

【略】	【略】	【略】	【略】
特定保健用食品	特定保健用食品である旨	【略】	【略】
	許可等を受けた表示の内容	【略】	【略】
	栄養成分（関与成分を含む。以下特定保健用食品の項において同じ。）の量及び熱量	【略】	【略】
	一日あたりの摂取目安量	【略】	【略】
	摂取の方法	【略】	【略】

	<p>【略】</p>	<p>摂取をする上での注意事項</p>
	<p>【略】</p>	<p>バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言</p>
	<p>【略】</p>	<p>関与成分について栄養素等表示基準値が示されているものにあつては、一日当たりの摂取に含まれる当該関与成分の栄養素等表示基準値に對する割合</p>
	<p>【略】</p>	<p>調理又は保存の方法に關し特に注意を必要とするものにあつては当該注意事項</p>
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>第十九条～第二十条 【略】</p> <p>(任意表示)</p> <p>第二十一条 食品関連事業者が一般用生鮮食品を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）に、次の表の上欄に掲げる事項が当該食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める方法に従い表示されなければならない。</p>		
<p>【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>【略】</p>
<p>栄養機能食品に係る栄養成分の機能</p>	<p>1 第七条の表の栄養機能食品に係る栄養成分の機能の項に定める表示の方法を準用する。この場合において、同項の下欄8中「この表の栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの。以下この項において同じ。）を除く。）の項において準用する場合を含む。）」とあるのは「（第二十一条の表の栄養成分（栄養成分の総称、その構成成分、前駆体及びその他これらを示唆す</p>	<p>【現在検討中】</p>

る表現を含む。)及び熱量の項において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。

2 栄養機能食品にあっては、保存の方法を第三条第一項の表の方法の項に定める表示の方法を準用して表示する。

3 2の規定にかかわらず、常温で保存すること以外にその保存の方法に關し留意すべき事項がないものにあつては、保存の方法の表示を省略することができる。

養成分の機能

	【略】
--	-----

第二十二條 【略】

(表示禁止事項)

第二十三條 食品関連事業者は、第十八條、第十九條及び第二十一條に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した揭示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

七 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

八 【略】

2 【略】

第二十二條 【略】

(表示禁止事項)

第二十三條 食品関連事業者は、第十八條、第十九條及び第二十一條に掲げる表示事項に関連して、次に掲げる事項を一般用生鮮食品の容器包装又は製品に近接した揭示その他の見やすい場所に表示してはならない。

一～五 【略】

六 栄養機能食品にあっては、次に掲げる用語【栄養機能食品については現在検討中】

イ 別表第十一に掲げる栄養成分以外の成分の機能を示す用語

ロ 特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語

七 保健機能食品以外の食品にあっては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語【栄養機能食品については現在検討中】

八 【略】

2 【略】

第二十四條～第四十一條 【略】

第二十四條～第四十一條 【略】

附則 【略】

附則 【略】

別表第一～別表第八 【略】

別表第一～別表第八 【略】

別表第九（第三條、第七條、第十二條、第三十四條関係）

別表第九（第三條、第七條、第十二條、第三十四條関係）

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	0と表示することができる量
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

栄養成分及び熱量	表示の単位	測定及び算出の方法	許容差の範囲	0と表示することができる量
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

【栄養機能食品に係る部分は、検討中】

飽和脂肪酸	【略】	【略】	【略】	【略】
n-3系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	
n-6系脂肪酸	g	ガスクロマトグラフ法	プラス・マイナス 20%	
コレステロール	【略】	【略】	【略】	【略】
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】

別表第十（第三条、第十八条関係）

栄養成分及び熱量	単位	栄養素等表示基準値
【検討中】	【検討中】	【検討中】

別表第十（第二条関係）

栄養成分及び熱量	栄養素等表示基準値
たんぱく質	81g
脂質	62g
飽和脂肪酸	16g
n-3系脂肪酸	2.0g
n-6系脂肪酸	9.0g
炭水化物	320g
食物繊維	19g
亜鉛	8.8mg
カリウム	2800mg
カルシウム	680mg
クロム	10 μ g

セレン	28 μ g
鉄	6.8mg
銅	0.9mg
ナトリウム	2900mg
マグネシウム	320mg
マンガン	3.8mg
モリブデン	25 μ g
ヨウ素	130 μ g
リン	900mg
ナイアシン	13mg
パントテン酸	4.8mg
ビオチン	50 μ g
ビタミンA	770 μ g
ビタミンB1	1.2mg
ビタミンB2	1.4mg
ビタミンB6	1.3mg
ビタミンB12	2.4 μ g
ビタミンC	100mg
ビタミンD	5.5 μ g
ビタミンE	6.3mg

ビタミンK	150 μ g
葉酸	240 μ g
熱量	2200kcal

別表第十一（第七条、第九条、第二十一条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
n-3系脂肪酸	0.6g	n-3系脂肪酸は、皮膚の健康維持を助ける栄養素です。	2.0g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
亜鉛	2.64mg	亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。 亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。 亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。	15mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂り過ぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
カリウム	840mg	カリウムは、正常な血圧を保つのに必要な栄養素です。	2800mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。
カルシウム	204mg	カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。	600mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。

別表第十一（第七条、第九条、第二十一条、第二十三条関係）

栄養成分	下限値	栄養成分の機能	上限値	摂取をする上での注意事項
【検討中】	【検討中】	【検討中】	【検討中】	【検討中】

※別途、有識者を交えて検討

鉄	2.04mg	鉄は、赤血球を作るのに必要な栄養素です。	10mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	一日の摂取目安量を守ってください。
銅	0.27mg	銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。	6.0mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
マグネシウム	96mg	マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。 マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。	300mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。
ナイアシン	3.9mg	ナイアシンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	60mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
パントテン酸	1.44mg	パントテン酸は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。	30mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビオチン	15μg	ビオチンは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄	500μg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。

ビタミンA	231 μ g	600 μ g	<p>ビタミンAは、夜間の視力の維持を助ける栄養素です。</p> <p>ビタミンAは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p> <p>妊娠三か月以内又は妊娠を希望する女性は過剰摂取にならないよう注意してください。</p>	<p>増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>
ビタミンB1	0.36mg	25mg	<p>ビタミンB1は、炭水化物からのエネルギー産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>
ビタミンB2	0.42mg	12mg	<p>ビタミンB2は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>
ビタミンB6	0.39mg	10mg	<p>ビタミンB6は、たんぱく質からのエネルギーの産生と皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>
ビタミンB12	0.72 μ g	60 μ g	<p>ビタミンB12は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>
ビタミンC	30mg	1000mg	<p>ビタミンCは、皮膚や粘膜の健康維持を助ける</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>	<p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。</p>

		とともに、抗酸化作用を持つ栄養素です。		増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンD	1.65 μ g	ビタミンDは、腸管でのカルシウムの吸収を促進し、骨の形成を助ける栄養素です。	5.0 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンE	1.89mg	ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。	150mg	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
ビタミンK	45 μ g	ビタミンKは、正常な血液凝固能を維持する栄養素です。	150 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。
葉酸	72 μ g	葉酸は、赤血球の形成を助ける栄養素です。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素です。	200 μ g	本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。 葉酸は、胎児の正常な発育に寄与する栄養素ですが、多量摂取により胎児の発育がよくなるものではありません。

別表第十二（第七条関係）

別表第十二（第七条関係）

栄養成分	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値
------	------------	------------	---------------

栄養成分	高い旨の表示の基準値	含む旨の表示の基準値	強化された旨の表示の基準値
------	------------	------------	---------------

たんばく質	食物繊維	亜鉛	カリウム	カルシウム	鉄	銅	マグネシウム	ナイアシン	パントテン酸	ビオチン	ビタミンA	ビタミンB1	ビタミンB2	ビタミンB6	ビタミンB12	ビタミンC	葉酸
食品100g当たり (括弧内は、一般に 飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)	食品100g当たり (括弧内は、一般 に飲用に供する液 状の食品100ml当 たりの場合)
16.2g (8.1g)	6g (3g)	2.64mg (1.32mg)	840mg (420mg)	204mg (102mg)	2.04mg (1.02mg)	0.27mg (0.14mg)	96mg (48mg)	3.9mg (1.95mg)	1.44mg (0.72mg)	15μg (7.5μg)	231μg (116μg)	0.36mg (0.18mg)	0.42mg (0.21mg)	0.39mg (0.20mg)	0.72mg (0.36mg)	30mg (15mg)	
8.1g	3g	0.88mg	280mg	68mg	0.68mg	0.09mg	32mg	1.3mg	0.48mg	5μg	77μg	0.12mg	0.14mg	0.13mg	0.24mg	10mg	
8.1g (4.1g)	3g (1.5g)	1.32mg (0.66mg)	420mg (210mg)	102mg (51mg)	1.02mg (0.51mg)	0.14mg (0.07mg)	48mg (24mg)	1.95mg (0.98mg)	0.72mg (0.36mg)	7.5μg (3.8μg)	116μg (58μg)	0.18mg (0.09mg)	0.21mg (0.11mg)	0.20mg (0.10mg)	0.36mg (0.18mg)	15mg (7.5mg)	
4.1g	1.5g	0.44mg	140mg	34mg	0.34mg	0.05mg	16mg	0.65mg	0.24mg	2.5μg	39μg	0.06mg	0.07mg	0.07mg	0.12mg	5mg	
8.1g (4.1g)	3g (1.5g)	0.88mg (0.88mg)	280mg (280mg)	68mg (68mg)	0.68mg (0.68mg)	0.09mg (0.09mg)	32mg (32mg)	1.3mg (1.3mg)	0.48mg (0.48mg)	5μg (5μg)	77μg (77μg)	0.12mg (0.12mg)	0.14mg (0.14mg)	0.13mg (0.13mg)	0.24mg (0.24mg)	10mg (10mg)	

※数値は別途検討される栄養素等表示基準値に基づき設定

ビタミンD	$\frac{1.65 \mu\text{g}}{)} (0.83 \mu\text{g})$	$\frac{0.55 \mu\text{g}}{)} (0.28 \mu\text{g})$	$\frac{0.83 \mu\text{g}}{)} (0.41 \mu\text{g})$	$\frac{0.55 \mu\text{g}}{)} (0.28 \mu\text{g})$	$\frac{0.55 \mu\text{g}}{)} (0.55 \mu\text{g})$
ビタミンE	$\frac{1.89\text{mg}}{)} (0.95\text{mg})$	$\frac{0.63\text{mg}}{)} (0.32\text{mg})$	$\frac{0.95\text{mg}}{)} (0.47\text{mg})$	$\frac{0.63\text{mg}}{)} (0.32\text{mg})$	$\frac{0.63\text{mg}}{)} (0.63\text{mg})$
ビタミンK	$\frac{45 \mu\text{g}}{)} (22.5 \mu\text{g})$	$\frac{30 \mu\text{g}}{)} (15 \mu\text{g})$	$\frac{22.5 \mu\text{g}}{)} (11.3 \mu\text{g})$	$\frac{15 \mu\text{g}}{)} (7.5 \mu\text{g})$	$\frac{15 \mu\text{g}}{)} (15 \mu\text{g})$
葉酸	$\frac{72 \mu\text{g}}{)} (36 \mu\text{g})$	$\frac{24 \mu\text{g}}{)} (12 \mu\text{g})$	$\frac{36 \mu\text{g}}{)} (18 \mu\text{g})$	$\frac{24 \mu\text{g}}{)} (12 \mu\text{g})$	$\frac{24 \mu\text{g}}{)} (24 \mu\text{g})$

別表第十三～別表第二十五 【略】

別表第十三～別表第二十五 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】

別記様式一～別記様式四 【略】



府消委第289-2号

平成26年12月12日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成26年12月5日付け消食表第312号をもって諮問のあった、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について下記のとおり答申します。なお、諮問案を検討する過程において別紙の意見が出されたため、附帯意見として付します。

記

内閣府令

食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第1項の規定により内閣府令で新たに定める食品表示基準について、別添の諮問案のとおりとすることが適当である。

附帯意見

- 「食品中のリステリア・モノサイトゲネスの取扱いについて」(厚生労働省 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会資料) 10. 対応方針(4) その他の措置において、「食品健康影響評価結果では、リステリア・モノサイトゲネス感染症に罹患する原因として、冷蔵状態で比較的長い時間保管された食品など、リステリア・モノサイトゲネス(以下、「LM」)が著しく増殖した汚染食品を喫食している可能性が考えられるとしていることから、特に感受性集団(妊婦、高齢者等)に対し非加熱喫食調理済み食品全体に対するLMに関する注意喚起を行うこととする。」とされている。今回諮問された基準案の対象は加熱を前提とした食品であるが、チーズという食品においては加熱という定義を消費者がどのように理解するか、かなりのばらつきが予想されるため、十分な加熱をしないまま喫食してしまう可能性もあると考える。このため、保存中にLMが著しく増殖する危険性がある可能性に鑑み、加熱、非加熱を問わず、LMに関する注意喚起(どの程度の温度で何分の加熱が必要、加熱しなかった場合の警告等)の食品への表示を通知により事業者に求めるといった追加措置を講ずるべきである。

食品表示基準（案） 新旧対照表

改正案	現行案 (平成26年10月31日付け答申)																								
<p>第一条～第四十一条（略） 附 則（略）</p>	<p>第一条～第四十一条（略） 附 則（略）</p>																								
<p>別表第一～別表第十七（略） 別表第十八（第三条、第十八条関係）</p> <table border="1" data-bbox="622 1182 1053 2049"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td>1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>大豆</td> </tr> <tr> <td>ステアリアドン酸産生</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	ステアリアドン酸産生			高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし	<p>別表第一～別表第十七（略） 別表第十八（第三条、第十八条関係）</p> <table border="1" data-bbox="622 168 1053 1030"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>加工食品</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高オレイン酸</td> <td>1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>大豆</td> </tr> <tr> <td>高リシン</td> <td>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの</td> <td>とうもろこし</td> </tr> </tbody> </table>	形質	加工食品	対象農産物	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし			
形質	加工食品	対象農産物																							
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																							
ステアリアドン酸産生																									
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																							
形質	加工食品	対象農産物																							
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆																							
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 1に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし																							
<p>別表第十九（第四条、第五条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1149 1182 1476 2049"> <thead> <tr> <th>食品</th> <th>表示事項</th> <th>表示の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳製品</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳にあっては、「殺菌済み発酵乳」等） 殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあっては、「殺菌済み乳酸菌飲料」等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	食品	表示事項	表示の方法	(略)	(略)	(略)	乳製品	(略)	(略)		殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳にあっては、「殺菌済み発酵乳」等） 殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあっては、「殺菌済み乳酸菌飲料」等		<p>別表第十九（第四条、第五条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1149 168 1476 1030"> <thead> <tr> <th>食品</th> <th>表示事項</th> <th>表示の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>乳製品</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>殺菌した乳酸菌飲料である旨（殺菌した乳酸菌飲料に</td> <td>「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。</td> </tr> </tbody> </table>	食品	表示事項	表示の方法	(略)	(略)	(略)	乳製品	(略)	(略)		殺菌した乳酸菌飲料である旨（殺菌した乳酸菌飲料に	「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。
食品	表示事項	表示の方法																							
(略)	(略)	(略)																							
乳製品	(略)	(略)																							
	殺菌した発酵乳及び乳酸菌飲料である旨（殺菌した発酵乳にあっては、「殺菌済み発酵乳」等） 殺菌した発酵乳である旨の文言を、殺菌した乳酸菌飲料にあっては、「殺菌済み乳酸菌飲料」等																								
食品	表示事項	表示の方法																							
(略)	(略)	(略)																							
乳製品	(略)	(略)																							
	殺菌した乳酸菌飲料である旨（殺菌した乳酸菌飲料に	「殺菌済み乳酸菌飲料」等殺菌した乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。																							

<p>限る。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>

<p>酵乳及び乳酸菌飲料に限る。)</p>	<p>た乳酸菌飲料である旨の文言を表示する。</p>
<p>容器包装に入れた後加熱殺菌した旨(ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)であって、容器包装に入れた後加熱殺菌したものに限る。)</p>	<p>「<u>包装後加熱</u>」、「<u>包装後加熱殺菌</u>」、「<u>容器包装後加熱殺菌済み</u>」等容器包装に入れた後に加熱殺菌したものである旨の文言を表示する。</p>
<p>飲食に供する際に加熱を要する旨(ナチュラルチーズ(ソフト及びセミハードのものに限る。)であって、飲食に供する際に加熱を要するものに限る。)</p>	<p>「<u>種類別〇〇</u>」の次に「(要加熱)」、「(加熱が必要)」、「(加熱してお召し上がりください)」等飲食に供する際に加熱を要する旨の文言を表示する。</p>
<p>製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨(発酵乳又は乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。)</p>	<p>「<u>低温発酵</u>」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨を示す文字を表示する。</p>
<p>常温での保存が可能である旨及び常温で保存した場合における賞味期限である旨の文字を冠したその年月日に限る。)</p>	<p>(略)</p>

乳又は乳製品を主要原料とする食品	(略)	(略)
含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分(乳脂肪分以外の脂肪分を含むもの)にあっては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分)の重量百分率	(略)	(略)
製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨(乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。)	製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後である旨(乳酸菌飲料であって、製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後のものに限る。)	「低温発酵」等製造時の発酵温度が摂氏二十五度前後であることを示す文字を表示する。
鶏の液卵(鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二十～別表第二十五 (略)

別記様式一～別記様式四 (略)

乳又は乳製品を主要原料とする食品	(略)	(略)
含まれる無脂乳固形分及び乳脂肪分(乳脂肪分以外の脂肪分を含むもの)にあっては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分)の重量百分率	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
鶏の液卵(鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。以下同じ。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二十～別表第二十五 (略)

別記様式一～別記様式四 (略)



府消委第 293号
平成26年12月16日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 河上 正二



答 申 書

平成26年12月12日付け消表対第579号をもって当委員会に諮問のあった「家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項」の案については、家庭用品品質表示法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。